

税務相談室

診療所の譲り受け

北海道医師会顧問税理士 留目 正

問い：40歳前の病院勤務医ですが、近々独立開業を考えております。このたび、ある個人診療所の承継を打診されました。ゼロからの出発ではなく、すでにある程度軌道に乗っている診療所を引き継ぎたいと思っている小生にとっては、考えてみても良い話ではと思います。このような場合、どのような点に注意しながら承継を進めれば良いでしょうか。土地建物は賃貸借が条件のようです。

お答え：診療所の承継についてのご質問ですが、一般的には、親が子に病医院を承継させる、というのが普通です。他人経営の診療所を承継するというのは、被承継者の個人的な事情による場合が多いようです。例えば、死亡とか長期の病気療養等、また、診療業務が荷重になってきたので、ゆっくり年金と家賃で老後の生活をというのもありましょう。

承継者としては、診療所を引き継ぐ場合、被承継者から、承継物件の情報、例えば、承継財産の内容や金額、来患者数、過年度3年間程度の確定申告書と決算書、等々の提示を受けて下さい。

その提示された承継内容と承継金額について、自分の資金調達範囲とほぼ合致すれば本格的な交渉を始めても良いのではないのでしょうか。承継に当たってのポイントを思いつくままに述べてみます。

1. 承継金額に対する資金調達

資金調達がまず第一番です。具体的な資金調達方法に言及しておりませんが、親等に保証人になっていただき、金融機関等からの借入でしょう。

2. 承継金額の妥当性の検討

資金調達の目処がつけいたら、承継金額を確定させるためにその金額の妥当性を検討します。いわゆる財産の評価です。診療用の機械器具および備品の評価です。資産個々の金額の算出根拠等を提示していただき、その場合、市役所に申告された償却資産の申告書から取得年月、取得金額等を把握しておきます。

個々の資産の現在価値が適正かどうかは、買うという立場でチェックをする必要があります。売主側の評価を鵜呑みにすると思わぬリスクが潜んでいる場合があります。できれば、今後の相談相手になっていただく医業に詳しい税理士等に評価の検討を依頼されてはいかかでしょう。

3. 過年度の確定申告書・決算書の検討

当然に営業権も含まれると思われまので、過去3年間程度の“所得税の確定申告書と決算書”を提示していただき、その内容を依頼予定の税理士等と一緒によく内容を検討しましょう。

4. 承継従業員の退職金の問題

退職金とは、退職時まで提供した役務、すなわち、労務の対価の後払いの性格を持つと言われていています。したがって承継後に退職という事実が起きれば退職金を支払わなければならないということになります。

承継する場合、被承継者の経営時代から存在する従業員が居る場合は、この点を良く確認して下さい。被承継者が事業を他の人に承継するということは、個人診療所を廃業するということです。従業員にはその廃業時点で退職金の支払いを済ませていただくことが必要です。

従業員をそのまま引き継ぐということであっても、承継者にとっては、新規に採用したことになります。前院長が退職金を支給しない限り、引き続き勤務していただいた従業員がその後退職する場合、承継以前の勤務期間も勤続年数に含まれることになりますのでご注意下さい。

5. 土地・建物の賃貸借契約

土地・建物は賃貸借とのことですが、その金額が決まったら、10年以上の契約にしておいた方が後日医療法人設立の時など便利と思われま。